

情報提供

(ア)パイロット事業におけるデータ公表のあり方

パイロット事業における事業者報告データの公表方法について、「事業所名が公表されなければ個別事業所の排出量データが特定されても構わない(22%)」、「個別事業所の排出量データを公表しても構わない(14%)」となっており、併せて36%の事業所で個別データが特定されても構わないと回答しており、「特定されては困る(29%)」を上回っている。

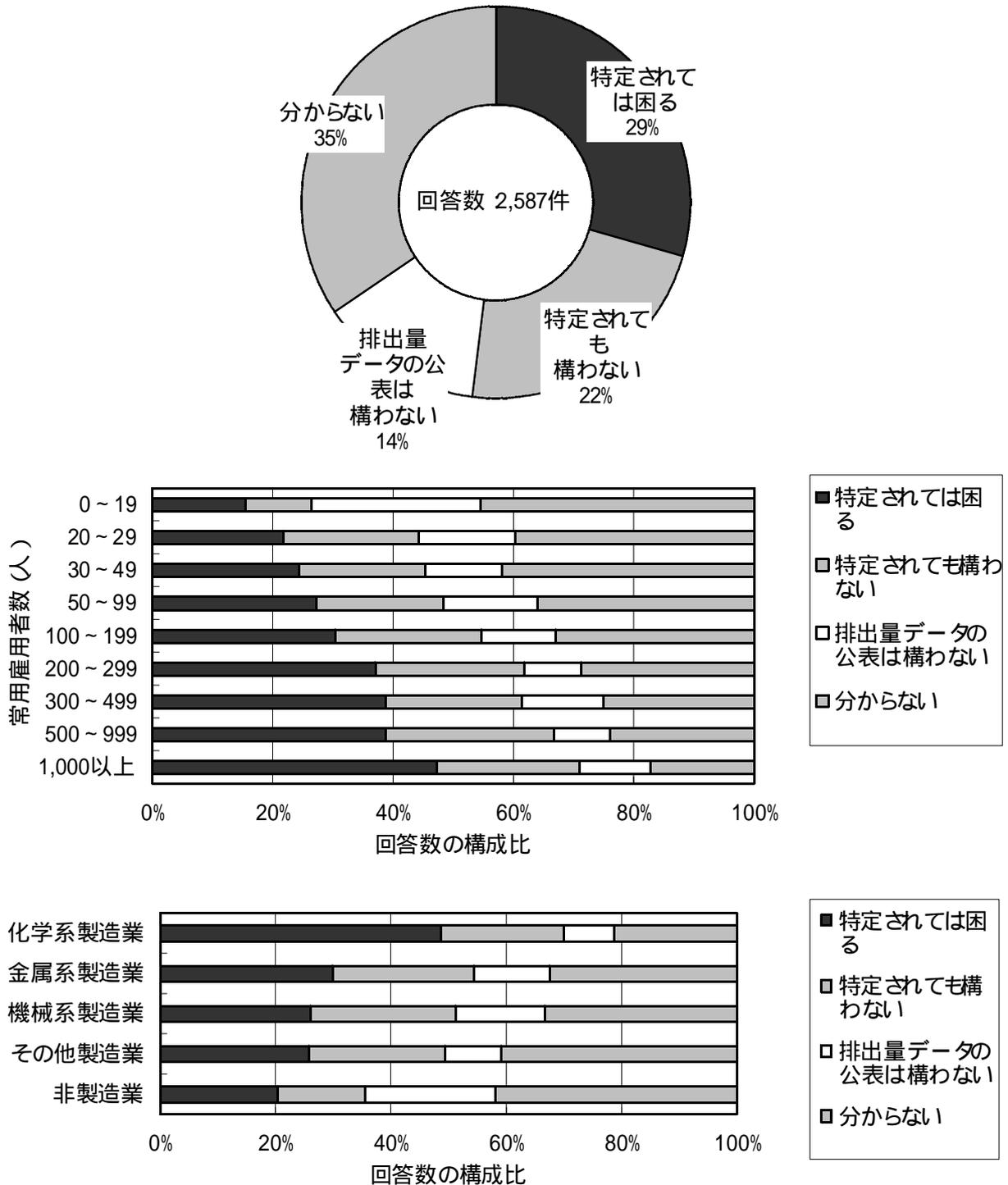


図3-1-25 パイロット事業におけるデータ公表のあり方

(1) PRTR法の営業秘密の定義

PRTR法の営業秘密の定義について

PRTR法の営業秘密の定義について、「知っていた」と回答した事業所は21%であるが  
常用雇用者数500人以上の事業所では約半数の事業所が「知っていた」と回答した。

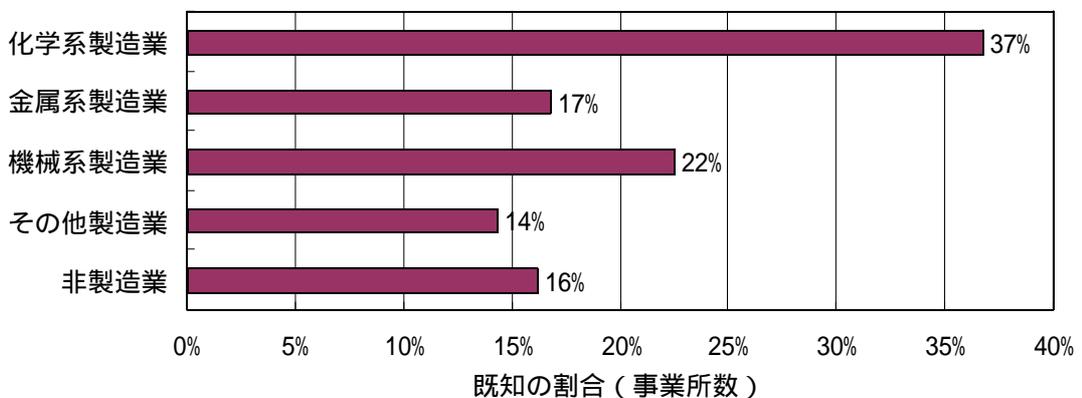
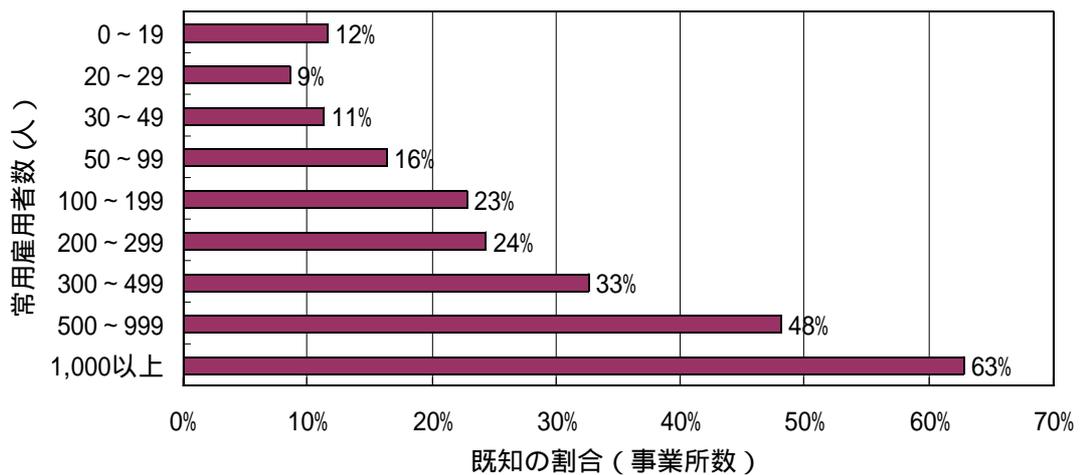
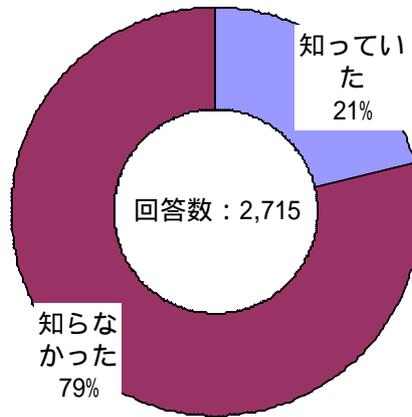


図3-1-26 PRTR法の営業秘密の定義

### 企業秘密について

PRTR法の営業秘密の定義を満たす「企業秘密」に該当すると考えられるものが今回の報告物質の中に含まれていると回答した事業所は全体で約8%であり、とりわけ化学系製造業では約19%と高くなっている。

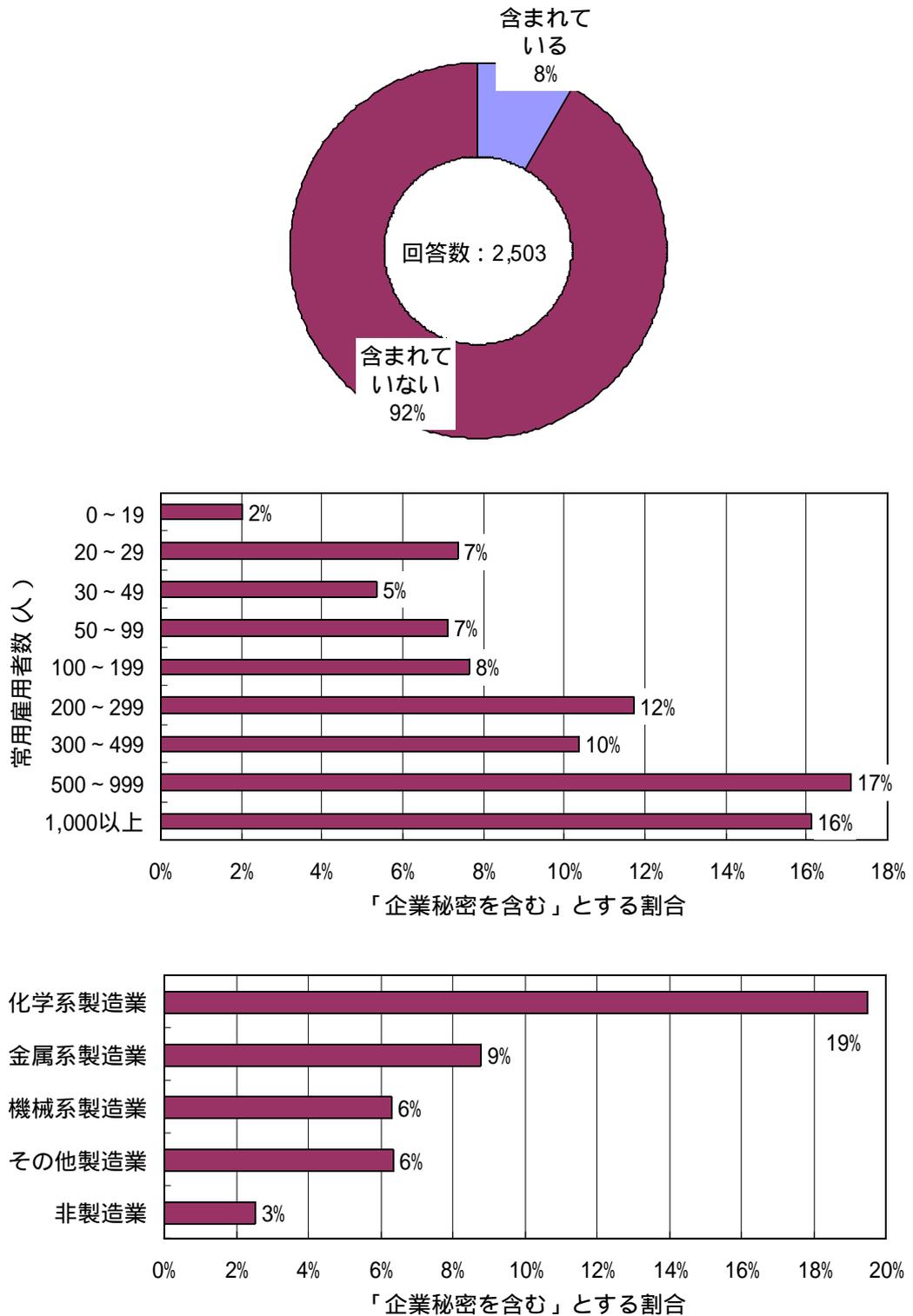


図3-1-27 企業秘密の有無

## 事業所における化学物質の管理

### (ア)実施済みの対策

化学物質の管理の改善や排出量の削減対策のために実施済みの対策の回答数は、「従業員の教育(28%)」、「体制の整備(19%)」の順で多く、「その他」の中には「ISO14000の取得(29件)」、「台帳等の整備(7件)」、「ソフトシステムの利用(3件)」等が含まれている。また、一つ以上の項目を実施している事業所は全体の約51% (1,576事業所)であり、それらの事業所は平均して1.5項目を実施していると回答した。

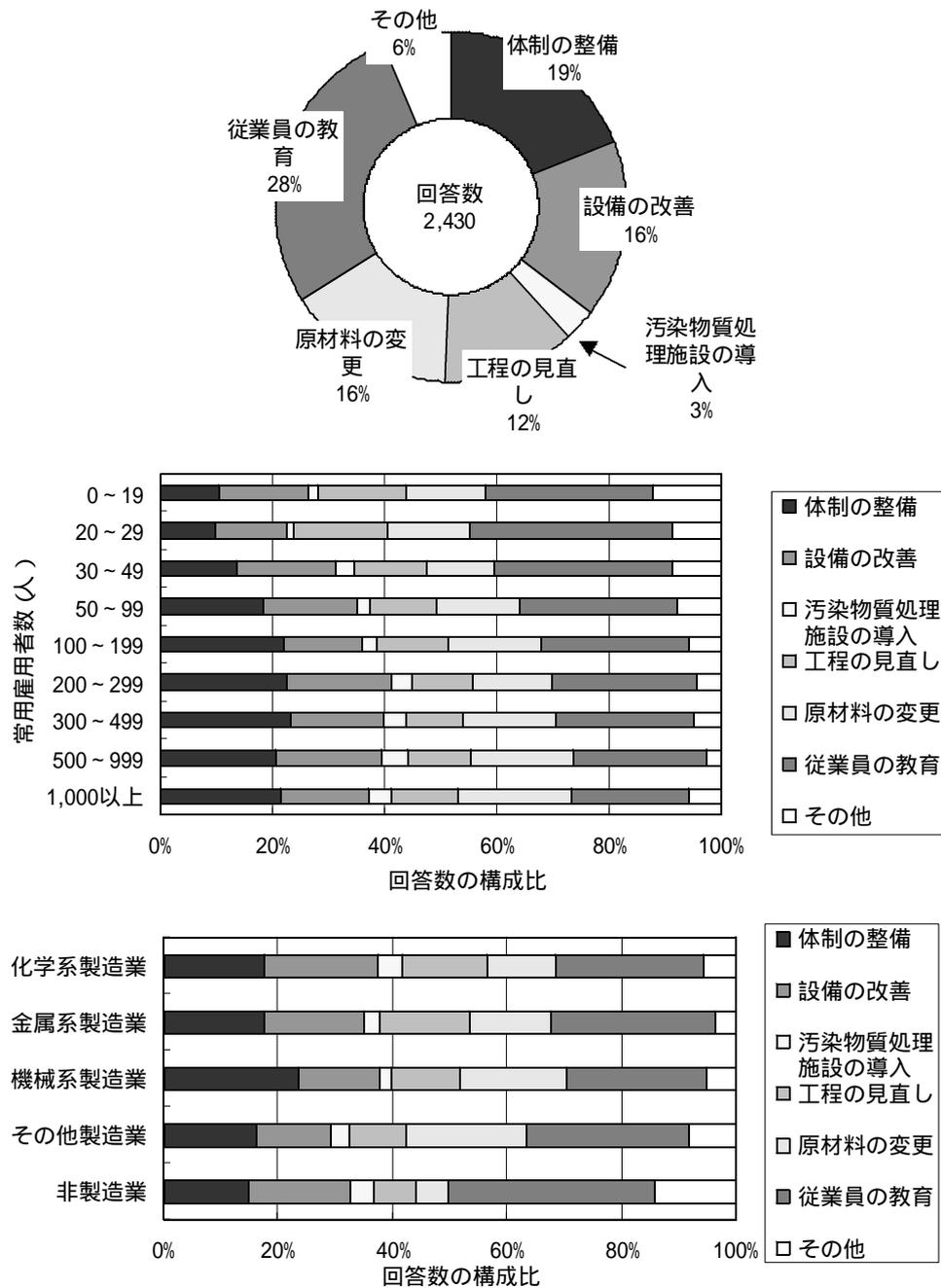


図3-1-28 実施済みの対策

PRTR法について

(ア) PRTR法の理解状況

平成11年7月に成立した「PRTR法」について、「内容について良く理解している」という事業所は全体の約19%であるが、常用雇用者数500人以上の事業所に限れば約6割の事業所が「内容について良く理解している」と回答している。また、「何も知らない」という事業所が全体の約20%あり、小規模事業者を中心に、周知をさらに徹底する必要性を示している。

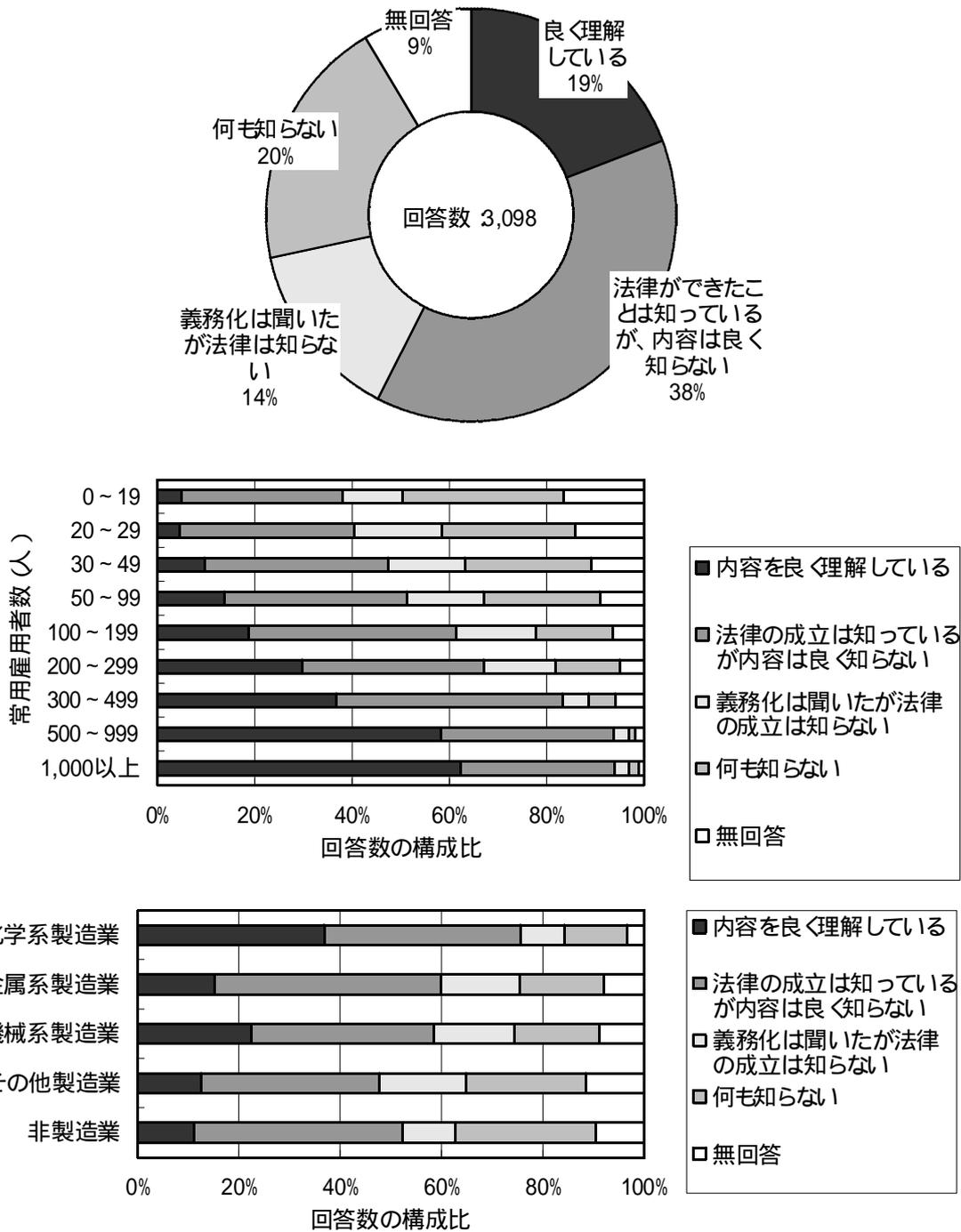


図3-1-29 PRTR法の理解状況

(1) PRTR法に関する情報源

PRTR法に関する情報源は、環境庁や自治体の説明会という回答が約半数であり、業界団体の説明会は25%であった。「その他」の主なものは「会社内部・関連会社(45件)」、「PRTRパイロット事業(17件)」であった。

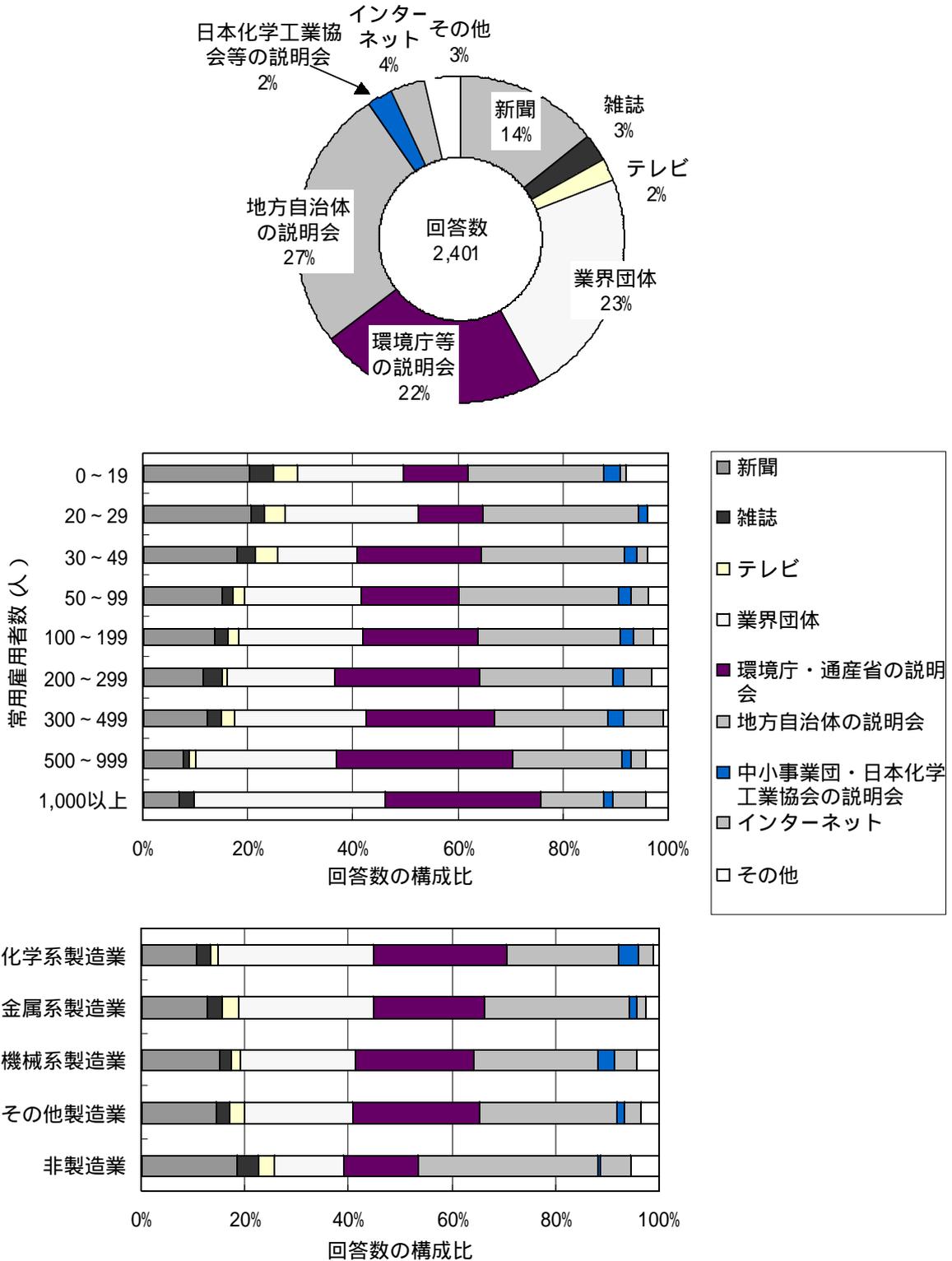


図3-1-30 PRTR法の情報源

## その他の意見

今回のPRTRパイロット事業や法に基づくPRTRの実施に関する主な意見は以下の通りである。括弧内は類似意見を含めた件数を示す。

### 【全体】

- ・負担が大きすぎる(コストと時間がかかる、人材不足など)。(24件)
- ・PRTRやM SDSを周知させるよう努力すべきである。(11件)
- ・法の施行前にパイロット事業に参加することで、予備知識がついてよかった。(4件)
- ・もっと小規模の事業所も対象とすべきである。(2件)

### 【報告支援環境】

- ・M SDSを利用しやすくしてほしい。(49件)

その主な内容

- ・PRTR対象物質の表示(19件)
- ・入手の簡易化(19件)
- ・様式の統一(3件)
- ・電子ツールの整備をしてほしい。(29件)

その主な内容

- ・報告支援プログラムの改善(20件)
- ・対象物質のデータベース化、インターネットでの検索機能(9件)
- ・説明会を充実させてほしい(回数、業種別など)。(13件)
- ・説明会を早めに行ってほしい。(6件)
- ・問い合わせ窓口を設けてほしい。(4件)
- ・化学製品容器に成分を表示してほしい。(2件)

### 【データの公表】

- ・近隣住民とのトラブルが発生しないように公表してほしい。(5件)
- ・対象物質の排出抑制に関する技術や管理方法を指導してほしい。(5件)
- ・国際競争力の低下や、データの悪用を招かないようにしてほしい。(5件)
- ・データ公表後の行政の対応を明確にしてほしい。(3件)
- ・リスクコミュニケーションガイドを作成してほしい。(2件)
- ・不正確なデータが一人歩きするのではないかと心配している。(2件)

## 2. 事業者ヒアリングの結果概要

### (1) 排出量把握作業や排出量推計マニュアルにおける問題点

#### 事業所における排出量把握作業について

- ・自らの事業所で使用している対象化学物質を把握する作業が最も作業が難しくかったという事業所が多く見られた。その原因として、MSDSが入手できないか、入手できたとしても調査時点のMSDSでは対象化学物質の含有量等の情報が不十分であったことをあげる回答が多かった。
- ・複数の別名がある化学物質についてはその化学物質の特定が難しいとの意見があった。
- ・取り扱っている化学物質の種類が多い事業所では、排出量把握作業が繁雑となるが、報告支援プログラムや表計算ソフト等を活用して、適切な算出に務めているとした事業所も多数あった。
- ・作業負担を軽減するために、排出係数を整備し、排出係数による算出方法をより広く使用できるようにしてほしいという意見があった。

#### 排出量推計マニュアルについて

- ・分量が多いので読む気にならない、化学物質に関する専門的知識がある程度必要であり難解である、シンプルなものの方がよい、全ての業種が網羅されているため見にくかったという意見が多数あった。
- ・一方、より多くの種類の例示や業種別の詳細な算出事例などを掲載して欲しいという意見も多かった。
- ・業種ごとのマニュアルを作成する、業種ごとの分冊にしてほしいといった意見もあった。

### (2) パイロット事業への対応状況

- ・今回初めて排出量・移動量の把握を行った事業所では、何をすればよいのかわからず、また、化学物質の管理・使用状況が把握できていないので、かなりとまどったという事業所があった。
- ・対して、これまでにパイロット事業等により排出量・移動量調査を実施したことがある事業所では、比較的負担が軽減されているという意見があった。
- ・中小企業では、専門職員がいなかったため対応に苦慮したとの意見、また、1人で作業した事業所が多く見られた。

### (3) パイロット事業参加による効果及びP R T R法施行に向けての対応

- ・多くの事業所では、パイロット事業に参加したことによって具体的な管理対策を実施したとはしていない。
- ・既にISO9000、ISO14000を取得しており、化学物質の排出量を抑制する取

組を行っているので、P R T Rが始まることによって新たに取組むことはないという事業所もあった。

- ・ 一部では、P R T R専門の担当者を設置したり、他県の関連事業所でも化学物質の把握作業を開始するなど、事業所におけるP R T Rの実施に向けた組織的な体制づくりを始めた事業所が見られた。
- ・ 今回の調査について従業員に対して説明した事業所もあった。
- ・ 同業者が集まる組合において、P R T Rへの対応についての情報交換が始まった例もある。

#### ( 4 ) 未報告の事業所が報告を出していない理由

様式 1、2 を提出しなかった事業所に対して、ヒアリング調査を行った。

- ・ 調査の作業を行う担当者まで調査資料が届かなかった事業所が多かった。
- ・ 調査資料の内容をよく確認する前に、調査に関係がない、報告の必要がないと判断した事業所が多かった。
- ・ 調査の内容が理解できなかった、取扱量や排出量の把握が難しくて（あるいは難しそうで）できなかったという事業所も多数見られた。
- ・ 取り扱っている対象化学物質の把握に時間がかかり、報告期限に間に合わなかった事業所もあった。

#### ( 5 ) P R T R法関連

- ・ P R T R法の内容を理解していない事業所が多かった。

P R T R法施行に向けての要望事項

- ・ M S D Sの実施の徹底
- ・ 排出量の算定方法を統一しないと他の事業所との間で比較ができないのではないかという意見があった。
- ・ 排出量の算出作業等について電話で対応する技術相談窓口を行政で設けてほしい。
- ・ 届出の方法について、電子メールを活用した届出に対応できると考えている事業所が多かったが、事業所内での決裁・回覧等の必要性や押印して届出の責任者を明確にする必要から、紙面による届出としたいとした事業所もあった。
- ・ P R T Rの結果の公表について、排出量だけでなく化学物質の毒性レベルとの関係を含めて総合的なリスクが分かるような形での公表としてほしい、住民に化学物質の有効性と有害性の両面について正しく認識してもらえるような公表としてほしいという要望があった。
- ・ P R T Rの結果について、報告書を配布するだけでなく、事業者や住民を対象とした報告会で説明してほしいという要望もあった。

( 6 ) データの検証 ( 排出量報告提出事業所を対象 )

様式 2 を提出した事業所において、排出量推計作業に使用した作業シートを活用し、排出量の算定過程等を追いながら、報告データの検証を行ったところ、以下のような誤りの例が見られた。

- ・ 金属換算を実施していなかった。
- ・ 複数の対象物質として報告すべき化合物を、一つの対象物質にしか報告しなかった。
- ・ 副生成物について、報告に含めていなかった。
- ・ 溶解性の物質が対象となっている化合物において、溶解性でない物質を報告した。